

別海町議会会議録

第2号（平成24年3月9日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 4号 | 平成24年度別海町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 5号 | 平成24年度別海町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 6号 | 平成24年度別海町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 7号 | 平成24年度別海町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 8号 | 平成24年度別海町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | 平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 平成24年度町立別海病院事業会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 平成24年度別海町水道事業会計予算 |
| 日程第10 | 議案第20号 | 別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第21号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第22号 | 別海町土地対策委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第23号 | 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第24号 | 別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第25号 | 別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第26号 | 別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第27号 | 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第28号 | 別海町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第29号 | 別海町立公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第30号 | 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第31号 | 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第32号 | 別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第33号 | 別海町公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第34号 | 別海町図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について |

て

- 日程第 2 5 議案第 3 5 号 別海町少年会館設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 3 6 号 町立別海病院建設基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 3 7 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 8 議案第 3 8 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 4 0 号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第 3 0 同意第 1 号 根室町村等公平委員会委員の選任について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 4 号 平成 2 4 年度別海町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 5 号 平成 2 4 年度別海町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 6 号 平成 2 4 年度別海町下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 7 号 平成 2 4 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 8 号 平成 2 4 年度別海町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 9 号 平成 2 4 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第 1 0 号 平成 2 4 年度町立別海病院事業会計予算
- 日程第 9 議案第 1 1 号 平成 2 4 年度別海町水道事業会計予算
- 日程第 1 0 議案第 2 0 号 別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 2 1 号 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 2 2 号 別海町土地対策委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 2 3 号 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 2 4 号 別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 2 5 号 別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 2 6 号 別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 2 7 号 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 2 8 号 別海町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 2 9 号 別海町立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 3 0 号 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 3 1 号 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 3 2 号 別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 3 3 号 別海町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 3 4 号 別海町図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 日程第25 議案第35号 別海町少年会館設置条例を廃止する条例の制定について
日程第26 議案第36号 町立別海病院建設基金条例を廃止する条例の制定について
日程第27 議案第37号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第28 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第29 議案第40号 町道の路線認定及び廃止について
日程第30 同意第1号 根室町村等公平委員会委員の選任について

○出席議員（17名）

1番	木嶋悦寛	2番	松壽孝雄	
3番	森本一夫	4番	今西和雄	
5番	西原浩	6番	杳澤昌廣	
7番	小林敏之	8番	安部政博	
9番	瀧川榮子	11番	丹羽勝夫	
12番	松原政勝	13番	戸田博義	
14番	戸田憲悦	15番	中村忠士	
16番	佐藤初雄	副議長	17番	安田輝男
議長	18番	渡邊政吉		

○欠席議員（1名）

10番 山田 信

○出席説明員

町長	水沼猛	副町長	磯田俊夫
教育長	山口長伸	代表監査委員	鈴木英世
監査委員	下川原洋	総務部長	小守正
福祉部長	田村秀男	産業振興部長	土井一典
建設水道部長	根本幸三	教育部長	大島登
監査委員事務局長	半田雅代	農委事務局長	森本哲男
病院事務長	真籠毅	会計管理者	上月昭彦
総務部次長	有田博喜	福祉部次長	松本光永
福祉部次長	齋藤英彦	福祉部次長	松壽和広
産業振興部次長	笠原悦雄	建設水道部次長	天田豊
総務課長	宮部正好	総合政策課長	有田博喜
財政課長	竹中仁	総務課参事	佐藤則夫
税務課長	田保圭乙	福祉課長	佐藤英敏
福祉課参事	清水純夫	町民課長	齋藤英彦
特養建設準備室長	松本光永	保健課長	佐々木勉
老健事務長	清尾昌弘	デイサービスセンター施設長	中澤庄一
農政課長	山崎茂	環境特別推進室長	登藤和哉
水産みどり課長	笠原悦雄	商工観光課長	岡田一芳
管理課長	小西健夫	事業課長	天田豊

事業課技術長 (病院建設準備室長)	山 岸 英 一	上下水道課長	永 野 寛 昭
学 務 課 長	藤 原 繁 光	生涯学習課長	下 地 哲
図 書 館 長	中 川 浩	中央公民館長	佐 藤 清 美
病院事務課長	佐 藤 一 彦		

○議会事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 次 春 主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

1 2 番	松 原 政 勝	1 3 番	戸 田 博 義
1 5 番	中 村 忠 士		

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げます。

若干時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。

ただいまから、2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は10番山田議員、遅参議員は14番戸田憲悦議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

12番松原政勝議員、13番戸田博義議員、15番中村忠士議員、以上3名を指名いたします。

ここでお諮りします。

提出されております日程第10 議案第20号から日程第30 同意第1号までの21件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10 議案第20号から日程第30 同意第1号までの21件については、委員会の付託は省略することに決定しました。

◎日程第2 議案第4号から日程第9 議案第11号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議案第4号平成24年度別海町一般会計予算、日程第3 議案第5号平成24年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第4 議案第6号平成24年度別海町下水道事業特別会計予算、日程第5 議案第7号平成24年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第6 議案第8号平成24年度別海町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第9号平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8 議案第10号平成24年度町立別海病院事業会計予算、日程第9 議案第11号平成24年度別海町水道事業会計予算の8件については、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで、説明者に申し上げます。

この8件の新年度予算については、予算審査特別委員会を設置し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明をお願いいたします。

まず、それでは、議案第4号平成24年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小守 正君） 議案第4号の内容説明を申し上げます。

別冊の平成24年度別海町一般会計予算書の1ページをお開きください。

議案第4号平成24年度別海町一般会計予算。

平成24年度別海町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ147億9,500万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、40億円と定める。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

まず、歳入です。

款の金額で御説明申し上げます。

1 款町税、1項から5項で20億4,009万1,000円。

2 款地方譲与税、1項と2項で4億160万円。

3 款利子割交付金、1項で520万円。

4 款配当割交付金、1項で80万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1項で60万円。

6 款地方消費税交付金、1項で1億4,200万円。

7 款自動車取得税交付金、1項で6,000万円。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で4,043万9,000円。

9 款地方特例交付金、1項で1,490万円。

10 款地方交付税、1項で67億6,500万円。

11 款交通安全対策特別交付金、1項で446万8,000円。

12 款分担金及び負担金、1項と2項で3億923万1,000円。

13 款使用料及び手数料、1項から3項で2億9,414万3,000円。

14 款国庫支出金、1項から3項で10億236万9,000円。

15 款道支出金、1項から3項で12億3,025万7,000円。

16 款財産収入、1項と2項で5,248万円。

17 款寄附金、1項で10万円。

次に、4ページです。

18 款繰入金、1項で6億1,159万5,000円。

19 款繰越金、1項で1,000万円。

20 款諸収入、1項から5項で5億2,752万7,000円。

21 款町債、1項で12億8,220万円。

歳入合計で、147億9,500万円とするものです。

次に、5ページをお開きください。

歳出です。

- 1 款議会費、1 項で9,414万6,000円。
- 2 款総務費、1 項から6 項で9億1,906万9,000円。
- 3 款民生費、1 項と2 項で21億952万1,000円。
- 4 款衛生費、1 項と2 項で17億1,856万6,000円。
- 5 款労働費、1 項で600万8,000円。
- 6 款農林水産業費、1 項から4 項で25億25万4,000円。
- 7 款商工費、1 項で1億7,202万8,000円。

次、6 ページ。

- 8 款土木費、1 項から5 項で15億4,680万円。
- 9 款消防費、1 項で5億3,767万円。
- 10 款教育費、1 項から6 項で10億4,358万5,000円。
- 11 款災害復旧費、1 項と2 項で7万円。
- 12 款公債費、1 項で19億1,273万9,000円。
- 13 款給与費、1 項で22億454万4,000円。
- 14 款予備費、1 項で3,000万円。

歳出合計で147億9,500万円とするものです。

次に、8 ページをお開きください。

第2表、地方債です。

起債の目的は、中春別へき地保育園改築事業、こちらから次の9 ページの中春別中学校耐震改修事業までの、全部で24事業と臨時財政対策債1件で、限度額の合計になりますが、12億8,220万円でございます。

起債の方法は普通貸借または証券発行、利率は3.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借り換えすることができるというものでございます。

次に、11 ページの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきまして、241 ページの給与費明細書の説明を申し上げます。

241 ページをお開きください。

こちらは給与費明細書となります。

初めに、1 の特別職で比較の欄で御説明申し上げます。表の左下の比較でございます。

その他の特別職で434名の減、給与費の報酬で380万円の減。計でも同じく380万円の減となります。共済費につきましては、議員で1,268万1,000円の減、合計で議員が1,268万1,000円の減、その他の特別職で380万円の減、合計でも1,648万1,000円の減となるものです。

次に、242 ページをお開きください。

2 のこちらは一般職となります。

(1) の総括の職員数は前年度と比較いたしまして4名の増です。給与費の給料は1,100万円の増、職員手当は94万円の増、計では1,194万円の増となります。

共済費では523万円の増、合計でも1,717万円の増額となるものでございます。

以下、職員手当の内訳、あるいは243 ページの給料及び職員手当の増減額の明細のほか、この後244 ページから247 ページまで説明がありますけれども、この内容の説明

は省略をさせていただきたいと思えます。

次に、248ページをお開きください。

こちらは債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書となります。

北海道市町村職員共済組合投資住宅賃貸料、平成13年度議決分、以下、248ページから261ページまでございます。261ページまで全部で93件ございますが、合計の欄で申し上げたいと思えます。ページをめくっていただきまして、261ページをお開きください。

債務負担の合計で、限度額につきましては48億4,338万9,000円、前年度末までの支出見込み額は13億5,521万2,000円、当該年度以降の支出予定額は24億6,580万4,000円。なお、上段の括弧内の数字につきましては本年度の支出の予算額となります。

支出予定額の財源内訳は、国庫支出金が4億244万1,000円、その他が9億498万9,000円、一般財源は11億5,837万4,000円というものでございます。

次に、262ページをお開きください。

こちらは地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分1の公共事業等債から、一番下16のその他までの合計で、平成22年度末現在高につきましては、163億8,563万6,000円、平成23年度末の現在高見込み額が161億7,095万7,000円、平成24年度中の増減見込み額のうち、平成24年度中起債見込み額が12億8,220万円、平成24年度中、元金償還見込み額が16億6,426万6,000円、平成24年度末現在高の見込み額につきましては、157億8,889万1,000円となる見込みとなっております。

なお、この地方債の残高につきましては、平成13年度の209億85万9,000円をピークに年々減少しております。今後も表の区分の13にあります臨時財政対策債を除く地方債の発行を7億円から8億円程度に抑制しながら、健全な財政運営を行うこととしております。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第5号平成24年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第7号平成24年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第8号平成24年度別海町介護保険特別会計予算、議案第9号平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の4件について、順次説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） 議案第5号平成24年度別海町国民健康保険特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書をごらん願います。

本予算は例年のとおり、医療費あるいは課税所得の不確定、さらに制度上の各種支援金、拠出金、納付金の確定が4月に示されることから、6月の2定で肉づけを行う骨格予算となっております。

それでは、1ページをごらんください。

平成24年度別海町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ23億4,700万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

第3条、歳出予算の流用。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費に計上した負担金・補助及び交付金にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

先に3ページの歳出から御説明いたします。

1款総務費2,105万2,000円。

2款保険給付費14億1,922万円。

3款後期高齢者支援金等3億7,963万2,000円。

4款前期高齢者納付金等44万1,000円。

5款老人保健拠出金1万7,000円。

6款介護納付金1億6,983万9,000円。

7款共同事業拠出金3億3,461万6,000円。

8款保健事業費1,979万6,000円。

4ページに移ります。

9款諸支出金138万7,000円。

10款予備費100万円。

歳出合計で23億4,700万円とするものでございます。

次に、2ページにお戻り願います。

歳入です。

1款国民健康保険税9億2,338万3,000円。

2款国庫支出金5億9,684万7,000円。

3款療養給付費等交付金4,890万5,000円。

4款前期高齢者交付金8,630万円。

5款道支出金1億6,843万円。

6款共同事業交付金3億690万円。

7款繰入金1億4,726万円。

8款繰越金1万円。

9款諸収入6,896万5,000円。

歳入合計で、23億4,700万円とするものでございます。

次の事項別明細書等の説明は省略させていただきます。

25ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

1の特別職、これは国民健康保険運営協議会委員にかかわるものでございますが、下段

の比較の欄で説明いたします。

特別職7人は前年と変わりありません。給与費も前年同様でございます。

以上で、平成24年度別海町国民健康保険特別会計予算の説明といたします。

続きまして、議案第7号平成24年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書、1ページをごらん願います。

平成24年度別海町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億980万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。款のみで説明させていただきます。

まず、歳入です。

1款介護サービス費4億6,663万6,000円。

2款使用料及び手数料9,173万2,000円。

3款国庫支出金390万円。

4款財産収入49万8,000円。

5款繰入金3億3,210万円。

6款繰越金1万円。

7款諸収入1,492万4,000円。

歳入合計で、9億980万円とするものでございます。

次に、3ページの歳出です。

1款介護サービス事業費3億8,962万円。

2款公債費6,862万8,000円。

3款給与費4億4,855万2,000円。

4款予備費300万円。

歳出合計で9億980万円とするものでございます。

次の事項別明細書等の説明は省略をさせていただきます、25ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

1の一般職、表下段の比較の欄で御説明いたします。

職員数は3人の減でございます。訪問看護ステーションの看護師1名、それから特別養護老人ホームの介護員2名の内訳となっております。

それから、給与費の給料で497万円の減、それから職員手当で337万3,000円の減。給与費の計で834万3,000円の減。共済費で142万7,000円の減。合計で977万円の減となるものでございます。

次の職員手当の内訳、以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、31ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに現年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

区分の合計欄で申し上げます。

平成22年度末の現在高、8億3,166万3,000円、次の平成23年度末の現在高見込み額7億8,062万8,000円、それから平成24年度中の増減の見込みでございますけれども、起債の見込み額はございません。元金償還見込み額でございますけれども5,230万5,000円、平成24年度末の現在高の見込み額では7億2,832万3,000円となるものでございます。

なお、区分欄の病院事業でございますけれども、内容は老人保健施設、それから訪問看護ステーション及び医療技術職員住宅の建設の3事業にかかる分でございます。

その下の厚生福祉施設整備事業ですが、これはデイサービスセンター建設にかかる分でございます。

以上で、平成24年度別海町介護サービス事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号平成24年度別海町介護保険特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書、1ページをごらんください。

平成24年度別海町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億2,650万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。款のみで説明させていただきます。

歳入です。

1款保険料1億5,329万7,000円。

2款分担金及び負担金34万1,000円。

3款国庫支出金2億1,960万3,000円。

4款支払基金交付金2億5,870万4,000円。

5款道支出金1億4,320万5,000円。

6款財産収入2万4,000円。

7款繰入金1億5,034万9,000円。

8款繰越金1万円。

9款諸収入96万7,000円。

歳入合計で、9億2,650万円とするものでございます。

4ページをお開き願います。

歳出です。

1款総務費1,540万5,000円

2款保険給付費8億8,835万1,000円。

3款地域支援事業費1,825万4,000円。

4款基金積立金1万8,000円。

5款諸支出金147万2,000円。

6款予備費300万円。

歳出合計で9億2,650万円とするものでございます。

次の事項別明細書等の説明は省略させていただきます、23ページをお開き願いま

す。

給与費の明細書でございます。

1の特別職、介護認定審査会委員、それから高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員にかかわるものでございますけれども、下段の比較の欄で御説明申し上げます。

特別職の人数には変わりはありません。給与費の報酬で14万6,000円の減については、委員会の開催回数の減によるものでございます。

以上で、平成24年度別海町介護保険特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書、1ページをごらんください。

平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,170万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算です。款のみで説明させていただきます。

歳入です。

1款後期高齢者医療保険料9,528万円。

2款繰入金4,619万9,000円。

3款繰越金1,000円。

4款諸収入22万円。

歳入合計で、1億4,170万円とするものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

歳出です。

1款総務費187万2,000円

2款後期高齢者医療広域連合納付金1億3,661万8,000円。

3款諸支出金21万円。

4款予備費300万円。

歳出合計で1億4,170万円とするものでございます。

次の事項別明細書等の説明は省略させていただきます。

以上で、平成24年度別海町後期高齢者医療特別会計の内容説明とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第6号平成24年度別海町下水道事業特別会計予算、議案第11号平成24年度別海町水道事業会計予算の2件について、順次説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（根本幸三君） それでは、議案第6号平成24年度別海町下水道事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

お手元の平成24年度別海町下水道事業特別会計予算書の1ページをお開きください。

議案第6号平成24年度別海町下水道事業特別会計予算。

平成24年度別海町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億2,200万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法（昭和22年法律第67号第214条）の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び期限は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

3ページをお開きください。

それでは、第1表、歳入歳出予算の歳入です。項の金額を省略して款の金額で申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金、1項で384万2,000円。

2 款使用料及び手数料、1項と2項で1億5,184万2,000円。

3 款国庫支出金、1項で2,190万円。

4 款繰入金、1項で3億2,380万6,000円。

5 款繰越金、1項で1万円。

6 款諸収入、1項で70万円。

7 款町債、1項で1,990万円。

歳入合計で、5億2,200万円とするものです。

4ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、1項で1,233万6,000円。

2 款下水道施設費、1項で1億2,126万8,000円。

3 款集落排水施設費、1項と2項で5,250万9,000円。

4 款公債費、1項で3億563万6,000円。

5 款給与費、1項で2,725万1,000円。

6 款予備費、1項で300万円。

歳出合計、5億2,200万円とするものです。

5ページです。

第2表、債務負担行為です。

事項、平成24年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償、これは貸し付けした資金を返済できないケースが出た場合に、その損失を補償するものであります。期間は平成24年度から平成29年度までで、限度額は210万円です。

別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担、これは平成24年度融資分に対する利子補給です。期間は平成25年度から平成29年度までで、限度額は1万円です。

6ページをお開きください。

第3表、地方債です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業、限度額が1,990万円、起債の方法は普通貸借、利率は3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法は公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるものとする。

次の、歳入歳出予算事項別明細書及び歳入歳出については、説明を省略いたします。

21ページをお開きください。

給与費明細書です。

1、一般職(1)、総括区分の欄の比較で申し上げます。

職員数1名の増、給与費、給料113万5,000円の増、職員手当40万2,000円の増。給与費、計で153万7,000円の増。共済費80万1,000円の増。合計で本年度233万8,000円増の2,701万1,000円の予定です。

次の、職員手当の内訳、給料及び職員手当の増減明細等の説明は省略いたします。

25ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

下水道事業一般分と臨時財政特例債等の合計で申し上げます。

前々年度末現在高、これは平成22年度末です、26億426万円。前年度末現在高見込み額、これは平成23年度末です、23億8,584万2,000円。当該年度中、平成24年度中増減見込みで、当該年度中起債見込み額1,990万円、当該年度中元金償還見込み額2億4,476万5,000円、当該年度末現在高見込み額21億6,097万7,000円の予定です。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号平成24年度別海町水道事業会計予算について説明をいたします。

お手元の平成24年度別海町水道事業会計予算書、1ページをお開きください。

議案第11号平成24年度別海町水道事業会計予算。

第1条、総則。

平成24年度別海町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を次のとおりとする。

- (1) 給水件数7,117件。
- (2) 年間総給水量528万4,761立方メートル。
- (3) 1日平均給水量1万4,479立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益、第1項と第2項合わせて6億9,906万2,000円。

支出。第1款水道事業費用、第1項から第3項まで、合わせて5億372万円。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1,315万9,000円は、減債

積立金 1 億 3,076 万 6,000 円。

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 818 万 4,000 円。

過年度分損益勘定留保資金 1 億 7,420 万 9,000 円で補てんするものとする。

収入。

第 1 款資本的収入、第 1 項で 964 万円。

支出。

第 1 款資本的支出、第 1 項から第 3 項合わせて 3 億 2,279 万 9,000 円。

2 ページをお開きください。

第 5 条、一時借入金。

一時借入金の限度額は 5,000 万円と定める。

第 6 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,269 万 7,000 円。

(2) 交際費 5 万円。

第 7 条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は 1,565 万 9,000 円と定める。

3 ページ、4 ページの予算実施計画の説明は省略いたします。

5 ページをお開きください。

平成 24 年度別海町水道事業会計資金計画です。

受入資金、支払資金の差し引き金額で申し上げます。

前年度、平成 23 年度決算見込み額で 27 億 2,015 万 3,000 円。当年度予定額が 28 億 804 万 3,000 円。増減で 8,789 万円の増となる予定です。

6 ページをお開きください。

給与費明細書です。1、総括、比較の合計で申し上げます。

職員数、一般職 1 名の減、給与費、給料 510 万 8,000 円の減。手当、382 万 2,000 円の減。計 893 万円の減。法定福利費、317 万 7,000 円の減。

合計で、本年度 1,210 万 7,000 円減の 6,269 万 7,000 円の予定です。

以下、2 の給料及び手当の増減内訳、3 の給料及び手当の状況、損益計算書、貸借対照表につきましては、説明を省略いたします。

以上で、議案第 11 号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第 10 号平成 24 年度町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（真籠 毅君） 議案第 10 号の内容説明をいたします。

お手元の町立別海病院事業会計予算書の 1 ページをお開き願います。

平成 24 年度町立別海病院事業会計予算。

第 1 条、総則。

平成 24 年度町立別海病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1、病床数、99床。2、年間患者数8万4,918人。3、一日平均患者数318人。4、主な建設改良事業、(1)町立別海病院整備事業、事業費1億6,860万円。この主なものは新病院、及び院内保育園の外構工事でございます。

(2)医療機械器具購入事業、事業費2億8,687万9,000円。新病院に設置するCT装置、検査機器等の購入などが主なものでございます。

第3条、収益的収支及び支出。

収益的収支及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず、収入です。

1款病院事業収益、1項から3項合わせまして19億5,880万5,000円。

支出。

1款病院事業費用、1項から4項合わせまして25億445万1,000円。

次のページに参ります。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,862万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,862万5,000円で補てんするものとする。

収入。

1款資本的収入、1項から3項合わせまして6億4,472万1,000円。

支出。

1款資本的支出、1項から3項合わせまして6億7,334万6,000円。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。町立別海病院整備事業及び医療機械器具購入事業の2事業でございます。

限度額の合計額は3億2,670万円。

起債の方法、利率、償還の方法は、いずれも同じでございます。

起債の方法、証書借入、利率3.0%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えすることができる。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、4億5,000万円と定める。

3ページになります。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費について、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費11億5,379万1,000円。

(2) 交際費200万円。

第8条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 医師及び看護師等の研究・研修に要する経費、318万8,000円。

(2) 病院事業職員の基礎年金拠出金にかかる公的資金に要する経費1,707万6,000円。

(3) 病院事業職員の追加費用負担金に要する経費1,865万4,000円。

- (4) 子ども手当に要する経費 358万8,000円。
- (5) 院内保育所に要する経費 1,075万7,000円。
- (6) 医師の派遣を受けることに要する経費 2,100万円。

第9条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は2億2,199万円と定める。

第10条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は次のとおりとする。

種類、構築物。名称、町立別海病院外構工事。数量、一式。

種類、機械備品。名称、全身マルチスライスCT装置購入ほか。数量、一式です。

第11条、予定支出の確保の経費の金額の流用。

予定支出の確保の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

次に、8ページをお開きください。

平成24年度町立別海病院事業会計資金計画でございます。

上段になりますが、受入資金の当年度予算額は34億4,359万2,000円。中段になりますが、支払資金の当年度予算額につきましては32億7,687万4,000円。下段になりますが、差し引きで1億6,671万8,000円。この額が、平成25年3月末の現金預金の残高となる予定でございます。

9ページになります。

次に、給与費明細書を説明いたします。

総括の本年度及び比較の合計で申し上げます。

1、総括。まず、職員数ですが、本年度82名、比較で2名の減でございます。

給与費につきましては、合計の欄で、本年度9億1,499万6,000円、比較で5,530万5,000円の減です。

法定福利費、本年度2億3,884万5,000円、比較で242万5,000円の減。合計欄で、本年度11億5,379万1,000円、比較で5,773万円の減とするものでございます。

なお、以下の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第10号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で議案第4号から議案第11号までの平成24年度別海町各会計予算8件について、内容説明が終わりました。

ここでお諮りします。

平成24年度別海町各会計予算の8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第11号までの8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、特別委員会の名称は、平成24年度別海町各会計予算審査特別委員会とします。

次に、委員長及び副委員長の選出については、さきの議会運営委員会において、先例に

基づき候補者が選考されております。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に、16番佐藤議員、副委員長に、5番西原議員とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、平成24年度別海町各会計予算審査特別委員会の委員長に16番佐藤初雄議員、副委員長に、5番西原浩議員と決定しました。

お諮りします。

ただいま、全員による平成24年度別海町各会計予算審査特別委員会が設置されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略することに決定しました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

○議長(渡邊政吉君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第20号

○議長(渡邊政吉君) 日程第10 議案第20号別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長(根本幸三君) 議案第20号別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

別海町水道事業及び町立別海病院事業は、地方公営企業法及び同法施行令に基づき決算を行ってきております。

地方公営企業法及び関係省令等の一部改正が、平成24年4月1日をもって施行されることに伴い、利益及び資本剰余金の処分と欠損金の処理について条例を定めるか、または議会の議決によることが可能となりました。このことを踏まえ今回、新たに条例を制定し基準を定めるものであります。

なお、この条例制定によって、従来行ってきております両公営企業、事業会計決算の内容及び手法が変わるものではありません。

また、本条例の適用は、平成23年度決算からとなります。

それでは、議案の朗読をもって議案の説明といたします。

議案の18ページをお開きください。

別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例。

第1条、目的。

この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下、「法」という。)第

32条第2項及び第3項の規定に基づき、別海町水道事業及び町立別海病院事業の剰余金の処分及び欠損の処理について、必要な事項を定めることにより、別海町水道事業及び町立別海病院事業の財政的基盤を確立し、もって別海町水道事業及び町立別海病院事業の健全な運営に寄与することを目的とする。

第2条、利益の処分等。

別海町水道事業又は町立別海病院事業において、毎事業年度に生じた利益のうち、法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「補填残額」という。）があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により処分するものとする。

(1) 事業年度末日において企業債を有する場合、補填残額の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たない場合にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法。

(2) 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合、補填残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てる方法。

第2項、前項第1号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、同項第2号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。

第3項、前2項の規定により、積み立てた積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外には使用することができない。

(1) 減債積立金、企業債の償還に充てる目的。

(2) 利益積立金、欠損金をうめる目的。

第4項、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外に使用することができる。

第3条、資本剰余金の処分等。

毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

第2項、資本剰余金は、次に掲げる方法により処分するものとする。

(1) 次条第2項の規定に基づき欠損金の残額をうめるため、資本剰余金を取り崩す方法。

(2) 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして各事業年度の減価償却額を算出することができるもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、もしくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該損失をうめるため、当該資本剰余金を取り崩す方法。

第4条、欠損の処理。

法第32条の2の規定により、前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。

第2項、前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越し、又は資本剰余金（前条第2項第2号の規定に基づき取り崩す方法により処分することができる部分を除く。）をもってうめることができる。

附則。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第20号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第11 議案第21号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第11 議案第21号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮部正好君） 議案第21号の内容について御説明申し上げます。

議案の21ページをお開き願いたいと思います。

本件につきましては、昨年、9月30日に出された人事院勧告に基づき、昨年の11月28日開催の臨時議会におきまして、本町職員の給与0.23%相当の減額を行うために、別海町職員の給与に関する条例の一部改正を行ったところでございます。

昨年出された人事院勧告では、さらに平成18年度の給与構造改革における現給の補償についての経過措置の廃止についても求めております。

この給与構造改革では、平成18年度から平成21年度までの4年間、最大で4号俸の昇級抑制が実施されました。これに伴って、給料表の切りかえが実施され、切りかえ後の給料が下回った場合は、その差額分を支給するという現給を補償する経過措置がとられております。

しかし、この経過措置を受ける職員は50歳代の職員が中心で、民間のこれらの年齢層と比較して給与差があるということから、この経過措置を平成24年度から2年間で段階的に廃止することとし、平成24年4月1日から2分の1に減額、平成25年4月1日からは廃止とするものでございます。

また、この給与構造改革に伴って昇級抑制された給与の号俸を、若年、中堅の年齢層について回復を図っていくとするものでございます。

なお、号俸回復につきましては、平成23年4月1日において、43歳未満の職員は平成23年4月1日から1号俸の回復調整を実施しているところでございます。しかし、昨年の人事院勧告では、さらに号俸回復の調整を図るよう求めており、平成24年4月1日時点で36歳以上42歳未満の職員には最大1号俸、36歳未満の職員には最大2号俸をそれぞれ回復する調整を行うもので、今回この号俸回復の調整につきましても必要な改正を行おうとするものでございます。

また、平成25年4月1日における号俸調整は平成24年4月1日の号俸調整の結果を見て、今後、人事院規則により最大1号俸の回復調整をするため、必要な改正を行おうとするものでございます。

それでは、議案説明をさせていただきますが、議案の朗読は行わず議案資料により説明させていただきます。

資料の1ページをお開き願います。

第1条ですが、別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

(平成18年3月15日、別海町条例第3号)の附則の改正でございまして、改正後でございますが、7項の後に、新たに8項を加え、改正前の8項から12項まで項を繰り下げ、それぞれ9項から13項とするものでございます。

新たに加わった8項の内容は、前項の規定による給料の額については、平成24年4月1日以後、同項による額からその半額(その額が1万円を超える場合にあっては1万円)を減じた額とし、平成25年4月1日以後、同項の規定による給料は支給しないとし、現給補償の経過措置は平成24年度に半額とし、平成25年度に廃止するとするものでございます。

次に、第2条、別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

この改正につきましても、(平成23年11月28日別海町条例第18号)の附則の改正でございます。

資料は、1ページの中段から2ページにかけて記載されております。

改正の内容は、附則の2項の後に、新たに3項と4項の二つの項を追加し、改正前の3項を5項と改めるものでございます。新たに追加となる附則の3項は、平成24年4月1日に号俸の回復調整をする職員の年齢と回復される号俸について、36歳から41歳の職員は1号俸、35歳以下の職員は2号俸、それぞれ号俸の回復調整を行おうとする内容でございます。

改正文を読み上げます。

3項、平成24年4月1日における号俸の調整。

平成24年4月1日において、42歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員(以下「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇級その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして町長の定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(同日において36歳に満たない職員、(同日において、除外職員である者を除く。))であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして町長が定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

資料の2ページでございます。

4項は、平成25年4月1日に1号俸の回復調整を行うもので、平成24年4月1日の号俸の回復調整を行った状況を考慮して、号俸調整をする必要があると町長が定める職員に号俸の調整を行おうとするものでございます。

改正文を読み上げて、説明にかえさせていただきます。

4項、平成25年4月1日における号俸の調整。

平成24年4月1日において、別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年別海町条例第3号）附則第7項の規定による号俸に関する状況を考慮して町長の定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして町長の定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とするものでございます。

議案の22ページに戻りまして、下段の附則についてでございます。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第21号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 単刀直入にお聞きしますけれども、年齢階層によってそれぞれの措置が行われるということですが、もし調べておられたら具体的に、この層はこういうふうになる、この層はこういうふうになる、この層はこういうふうになるという金額を含めた説明をいただければ大変ありがたいのですが、お願いします。

○議長（渡邊政吉君） 総務課長。

○総務課長（宮部正好君） 今、中村議員の御質問でございますが、現給補償の経過措置の見直しについてでございますが、これにつきましては、ほとんど50歳代前半から後半にかけての職員が対象でございます。全体では77名、金額にして年間で796万円ほどの減額となる見込みでございます。

また、号俸の回復調整でございますが、これにつきましては、41歳から36歳の職員でございますが、年齢別にはちょっと調査した資料が今ないので総体で申し上げます。対象の職員ですが全体で約200名でございます。金額では年間で1,238万円ほど増額になる見込みでございます。

現給補償の見直しと、それから今回の号俸回復の見直しと増減差し引きで、年間で442万円ほど総体では増となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

中村議員。

○15番（中村忠士君） それ以下、36歳未満の部分がどういうふうになるかというのは、変わらないということなのでしょうか、それちょっとそこを確認したいと思うのですが、

○議長（渡邊政吉君） 総務課長。

○総務課長（宮部正好君） お答えいたします。

35歳以下については、最大で2号俸上がるということですので、当然ふえます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ふえるのですね。その人数と額がわかれば教えてください。

○議長（渡邊政吉君） 総務課長。

○総務課長（宮部正好君） 失礼しました。41歳から36歳までの対象が88名ほど、それから36歳未満、35歳以下で、これが112人、合わせて200名程度ということでございます。金額についてはちょっと総体になっているものですから、今手持ちはございません。すいません。

○議長（渡邊政吉君） そのほかに、質問ございますか。

1 番木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 現給補償の部分で、24年度4月1日から半額ということですよ。それが金額が796万円ということでよろしいのでしょうか。そうすると次年度には、さらにそれだけの額がまた減額されるということで理解してよろしいのか。

○議長（渡邊政吉君） 総務課長。

○総務課長（宮部正好君） お答えいたします。

毎年退職者が出ております。その間に現給補償者も年々減っていくことになります。したがって、単純に倍にはならず、もっともっと縮小されると思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第12 議案第22号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第12 議案第22号別海町土地対策委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（有田博喜君） 議案第22号別海町土地対策委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の23ページをお開き願います。

別海町土地対策委員会は、別海町における土地対策を総合的、かつ有機的に推進することを目的としまして、昭和56年6月27日、別海町条例第16号により制定され、同年7月1日より施行されてきたところであります。

条例第3条、組織の第4項第4号に、平成19年7月27日付で解散いたしました土地開発公社が含まれているため、今回削除しようとするものです。

議案の朗読につきましては省略させていただきます。議案資料にあります新旧対照表により御説明させていただきます。

議案資料の3ページをお開き願います。

この表中、右側にあります改正前の表ですけれども、ここに第3条第4項第4号にあります土地開発公社を削除いたしまして、第5号を第4号に繰り上げするものです。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第22号の説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第22号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第 13 議案第 23 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 13 議案第 23 号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田保圭乙君） 議案第 23 号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案の 24 ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律並びに地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町の町税条例について所要の改正を行うものでございます。

改正点につきましては、町たばこ税の税率の改正、退職所得にかかる所得割の額の特例の廃止、東日本大震災にかかる雑損控除額等の特例にかかる条文の整理、個人町民税の均等割の税率の特例の制定の 4 点でございます。

議案は 24 ページから 25 ページまででございます。

改正条文の朗読は省略させていただきまして、改正の内容につきまして、別冊の議案資料により御説明申し上げます。

資料の 4 ページをお開き願います。

番号 1 番、町たばこ税の税率の改正でございます。

改正条項は、第 96 条及び附則第 16 条の 2 でございます。

新旧対照表は、5 ページ上段の第 96 条及び中段の附則第 16 条の 2 でございます。

改正の内容につきましては、法人実行税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、道たばこ税の一部を町たばこ税に移譲するものでございます。

第 96 条の改正につきましては、旧 3 級品以外の町たばこ税の税率を、1,000 本につき 644 円引き上げ 5,262 円とするものです。

附則、第 16 条の 2 の改正は、旧 3 級品の町たばこ税の税率を、1,000 本につき 305 円引き上げ 2,495 円とするものでございます。

なお、旧 3 級品のたばこにつきましては、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ、この 6 銘柄でございます。

この改正の施行日は、平成 25 年 4 月 1 日からでございます。

次に、番号 2 番、個人町民税の分離課税にかかる所得割の額の特例についてでございます。

改正条項は、附則、第 9 条でございます。

新旧対照表は、5 ページ、中段でございます。

改正の内容は、昭和 42 年に退職所得にかかる町民税の課税が 1 年前倒しとなる現年課税化に改正されたことに伴い当時の金利水準を踏まえ、当分の間の措置として、税額の 10 分の 1 を控除する特例が設けられたところですが、40 年以上も経過し、また、過去 1

0年間の金利がほぼゼロ金利であることなどから、退職所得にかかる個人町民税額の税額控除の特例措置を廃止するものでございます。

この改正の施行日は、平成25年1月1日からでございます。

次に、番号3番、個人町民税、東日本大震災にかかる雑損控除額等の特例についてでございます。

改正条項は、附則、第21条でございます。

新旧対照表は5ページ下段から6ページ下段まででございます。

改正の内容は条文の整理でございます。

改正前、第1項と第2項に規定しております、本人の資産の損失を第1項とし、改正前、第3項と第4項に規定しております、生計を一にする親族の資産の損失を第2項とし、改正前、第5号を第3項に繰り上げするものでございます。

この改正の施行日は、公布の日からでございます。

次に、番号4番、個人町民税、税率の特例についてでございます。

改正条項は、附則、第23条でございます。

新旧対照表は6ページ、下段でございます。

改正の内容は、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、個人町民税の均等割の税率の特例を定めるものでございます。

平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人町民税の均等割の税率を、現行の3,000円に防災施策財源として、500円を加算し3,500円とするものでございます。

この改正の施行日は、平成26年度からでございます。

以上で、議案第23号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第23号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 議案資料の中で、1項、2項、4項がそれぞれ増税という内容になると思うのですけれども、1項については下がって上がるのだから、それは本人にとってはプラスマイナス、ゼロなのですけれども、町にとっては増収ということになりますよね。ちょっとお聞きしますが、1項、2項、4項、それぞれ総体としてどのぐらいの増収になるのかということをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 税務課長。

○税務課長（田保圭乙君） お答えいたします。

2番目の退職所得にかかる部分につきましては、平成18年度から22年度までの数字でお答えさせていただきます。

年間51名から71名程度が退職分離課税のお支払いをなされております。1人当たりにつきましては、1万5,000円から2万1,000円の増額が見込まれております。年で97万円から124万円、町税の増額となります。

第3番目の東日本大震災にかかる雑損控除の特例につきましては、内容等変更がござい

ませんので、これについては税額の増減についてはございません。

それから、4番目の個人町民税の均等割の増額の部分につきましては、平成23年度当初賦課ベースでお答えいたします。

平成23年度の当初課税ベースで、500円増額することによりまして、課税人数が8,100人ですので、単年で400万円程度の増額を見込んでおります。たばこ税の部分についてもということですので、たばこ税につきましては、平成22年度の実績試算でいいますと、年間で2,160万円の増でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 4項目のところ、今、約400万円の増収になるということなのですが、3項法律等の説明の中で、それぞれの市町村の防災に充てるといふようなことが書かれておりますよね。そういう趣旨の法なのだという説明ですけれども、そういうことで増収になった400万円というのは、具体的に防災のためにどういうふうに使われるのかというあたりを、大ざっぱで結構ですから考え方をお知らせ願えたらと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） お答えいたします。

平成26年からの財源ということでございまして、その用途については、今のところ明らかにはされておられません。防災にということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第14 議案第24号及び日程第15 議案第25号

○議長（渡邊政吉君） 日程第14 議案第24号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15 議案第25号別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長（齋藤英彦君） 議案第24号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案第24号、議案第25号は北海道が行っている医療給付事業について、本年4月1日から施行される児童福祉法の一部改正により、北海道医療給付事業市町村条例参考例が改正されたことに伴い、本町においても関係条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、関係条例の第3条第1項第2号において、現行の児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置のうち、知的障害児通園施設に通所している者以外は、措置医療費等で全額道が支弁しているの、医療給付事業の対象から除くと規定された都道府県の措置規定がうたわれております。

改正児童福祉法では、知的障害児通園施設に通所する者は、都道府県の措置から市町村

の措置となるため、関係条例の知的障害児通園施設に通所している者を除く文言を削除し、条例規定の整備をするものでございます。

なお、知的障害児通園施設に通所している者への市町村の措置は、通所支援のみとなるため、措置医療費は発生しませんが、医療費の実費負担分は従前同様に医療給付事業の対象になりますことを申し添えておきます。

それでは、改正内容につきましては、議案資料により説明させていただきますので、議案資料の8ページをお開き願います。

別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右側が現行条例、左側が改正案で、下線の部分が今回改正しようとするところでございます。

第3条、助成の対象でございますが、第2号中の（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）を削除する。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

次に、議案資料の9ページでございます。

別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

第3条、受給資格者でございます。

第2号中の（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）を削除する。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第24号、議案第25号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第24号、議案第25号の2件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後0時57分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第16 議案第26号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第16 議案第26号別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（佐藤英敏君） 議案第26号別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案の28ページをお開き願います。

本改正案は、平成22年12月10日に公布された障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律と大変長い法律名です。以下、そういうことで訳します。

この整備法の施行日が、原則、平成24年4月1日とされ、障害者自立支援法の一部改正関係において成年後見制度利用支援事業を、市町村の地域生活支援事業の必須事業と格上げされたことに伴いまして、別海町障害者地域生活支援事業条例で定めております事業に加えるための条例改正です。

改正内容は、議案資料で御説明いたします。資料の10ページをお開き願います。

新旧対照表です。右側が現行条例、左が改正案、下線部が改正しようとするところでございます。

第4条ですが、9号として成年後見制度利用支援を加えるものです。

次に、第7条中、第8号を第9号に改めるものです。

また、別表に事業区分として、9、成年後見制度利用支援事業、事業内容として、障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度の利用が有効と認められる障害者などに対し、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図る事業。対象者として、判断能力が十分でない知的障害者及び精神障害者であって、成年後見制度の利用に要する費用について、補助を受けなければ利用の制度が困難であると町長が認めた者という内容の表を加えるものです。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議案第26号の内容説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第26号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第17 議案第27号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第17 議案第27号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課参事。

○福祉課参事（清水純夫君） 議案第27号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、平成24年度からの介護報酬改定、介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画による事業量の推計を行い、介護保険料の見直しによる介護保険条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、議案資料のほうで説明をさせていただきます。

議案資料の11ページをお開きください。

新旧対照表となります。右側が改正前、左側が改正後となります。下線部が改正部分となります。

第4条、保険料率、第1項中、改正前、平成21年度を改正後、平成24年度に改め、

改正前、平成23年度を改正後、平成26年度に改める。同項第1号及び第2号中、改正前2万4,900円を、改正後2万4,600円に改める。同項3号中、改正前3万7,400円を、改正後3万6,900円に改める。同項4号中、改正前4万9,900円を、改正後4万9,200円に改める。同項5号中、改正前5万6,300円を、改正後5万5,500円に改める。同項6号中、改正前6万2,300円を、改正後6万1,500円に改め、同号ア中、改正前200万円未満を、改正後190万円未満に改める。同項7号中、改正前7万4,800円を、改正後7万3,800円に改めるものです。

金額につきましては、平成21年度から平成23年度につきまして、特例交付金による軽減前の金額を本則に規定するよう、国からの通知で規定しておりましたが、平成23年度で終了したことから、平成24年度から26年度の保険料につきましては、介護保険準備基金などの取り崩しにより、平成23年度までの軽減後の基準額4万9,200円とすることから、改正をするものです。

附則といたしまして、第1条、施行期日。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

12ページをお開きください。

第2条、適用区分。

この条例による改正後の別海町介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条、平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例。

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず3万900円とする。

第2項、令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず4万800円とする。

附則の第3条につきましては、第3段階、第4段階の方の保険料を細分化して軽減を図るものです。

以上で、議案第27号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第27号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第28号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第18 議案第28号別海町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 議案第28号別海町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関す

る条例の一部を改正する条例の制定についての内容について御説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成23年8月30日付けで公布され、これに伴い土地改良法の一部改正を踏まえ、本条例中の土地改良法の参照条項の一部改正を行うものでありまして、条例の内容について変更するものではございません。

それでは、議案資料に基づきまして御説明いたします。

議案書の朗読は省略させていただきます。

議案資料、13ページをお開きください。

新旧対照表によりまず改正前、改正後の下線部分の御説明といたします。

改正条項第1条中、第96条の4を第96条の4第1項に改めるものでございます。

次に、第3条第1項中、法第113条の2第2項を、法第113条の2第3項に改めるものでございます。

議案資料14ページをお開きください。

改正条項第4条中、法第96条の4を、第96条の4第1項に、法第49条第1項を法第88条に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日は、公布の日からとするものでございます。

以上、議案第28号の説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第28号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第29号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第19 議案第29号別海町立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（笠原悦雄君） 議案第29号別海町立公園条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案32ページになります。

本件につきましては、町民憩の森公園の一部を、町立別海病院用地への変更、共生型福祉施設建設に伴う普通財産への変更、地番及び面積の精査により地番、面積の変更を行うものであります。

あわせて小野沼公園及び鉄道記念公園についても精査を行い、地番、面積の変更を行うものであります。

町民憩の森公園の変更場所については、議案資料で説明いたします。

議案資料の15ページをお開きください。

黄色い線が現在の町民憩の森公園の用地でございます。図面右側の赤い線が町立別海病院用地に変更する部分、1万7,788.84平方メートルです。図面左側の総務部と記載されている部分が、普通財産に変更する1,691.91平方メートル部分です。

精査の部分も含めまして、変更後の面積は4万6,339平方メートルになります。

資料の16ページをお開きください。

これが新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後となります。
それでは、議案に戻りまして、本文を読み上げ提案をさせていただきます。

別海町立公園条例の一部を改正する条例。

別海町立公園条例（昭和56年別海町条例第21号）の一部を、次のように改正する。

第2条の表中、小野沼公園の項を次のように改め、小野沼公園。別海町中春別74番地の9。12・13・27・28・30・34・37・39・40・41・75番地19・20・30・578番地2。4万6,022平方メートル。

同表町民憩の森公園の項を次のように改め、町民憩の森公園。別海町別海新栄町375番地1・常盤町282番地1・292番地1・94番1から3・94番地5・103番地1・103番地5。4万6,339平方メートル。

同表鉄道記念公園の項を次のように改める。

鉄道記念公園。別海町西春別駅前西町1番地2・260番地1・269番地1の一部・271番地1・272番地1・273番地1・274番地3・寿町205番地1。9,343平方メートル。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第29号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第29号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第30号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第20 議案第30号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小西健夫君） 議案第30号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案の33ページをお開きください。

本案につきましては、現行占用料の基礎となる全国的な地価水準、固定資産評価額を反映した適正なものとするため、平成23年4月1日から、国、道の道路占用料の額が改正されたことに伴い、北海道の条例を準用している別海町道路占用料徴収条例の一部について改正するものであります。

改正点の主なものは、占用料金を定めている別表第2条関係の占用区分、43項目中38項目について占用料の金額の改定を行うとともに、備考欄の金額の計算方法について改正を行うものです。

議案の朗読につきましては省略し、議案資料により説明をさせていただきます。

議案資料の17ページをお開きください。

別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表で、右側が改正前、左側は改正後であります。

今回改正の金額については、下線の表記箇所となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、今回の単価の改定率につきましては、平均で11.2%の引き下げとなっております。

次に、18ページ、下段、法第32条第1項第5号に掲げる施設で、地下街、地下室の階数が右のものについて近傍類似の土地の時価Aに乗じる計数が0.01引き上げられ、0.07に改めるものです。

次に、20ページの備考7について、占用数量が1平方メートルもしくは1メートル未満の計算方法を追加し、改めるものです。

なお、今回の改正により、平成23年度末の占用数量で料金を算出すると、およそ100万円ほどの減になると見込んでおります。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第30号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第31号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第21 議案第31号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小西健夫君） 議案第31号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案の36ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、いわゆる地域主権改革一括法に伴う公営住宅法の改正により、町営住宅にかかわる現行の入居者資格を継続することとし、あわせて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

なお、今回公営住宅法の入居者資格の要件の緩和については、過疎地域等の人口の減少が著しい地域において、公営住宅の空き部屋対策を含め、定住の促進を図ることを目的としておりますが、当町におきまして、過去3年間の入居者申込み状況を見ましても、1戸に対して平均2.4倍となっており、現行制度を継続しても空き部屋が増加する状況にはないことから、これまでどおり低所得者等に重点を置き、高齢者世帯やひとり親世帯、あるいは障害を抱えた方に配慮できるような内容としたものです。

議案の朗読につきましては省略し、議案資料により説明をさせていただきます。

議案資料の21ページをお開きください。

別海町営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右側は改正前、左側が改正後であります。左側の改正条文の要点のみを御説明させていただきます。

公募の例外として、第5条第1項9号に、その他特別な事情がある場合において、町営

住宅に入居させることが適当であるものと町長が認めた者を加えるものでございます。

次に、入居者の資格の第6条につきましては、第1項中に入居することができる者を次の各号に掲げる条件に改め、具備する条件として、第1項第1号に別海町に居住し、または勤務場所を有する者であることを加えて、改正前の1号を2号に、2号を3号にと、第6号まで順次繰り下げるものでございます。

また、次の22ページ、上段までの3号のア、イ、ウには、入居者が身体障害者である場合と、特に居住の安定を図るべき裁量階層の入居者収入基準金額を、21万4,000円、本来階層とされる一般入居者の収入基準金額を15万8,000円と法改正前の金額を具体的に明記したものであります。

続く、23ページにまたがる第2項につきましては、入居申込みの前提となる同居者がいなくても申込みができる方、いわゆる単身者ということになります。その対象基準でございませう。

1号には60歳以上の方、2号には障害者基本法に該当する方、3号には戦傷病者特別援護法に該当する方、4号には原子爆弾被害者に対する援護の法律に該当する方、5号には生活保護法に該当する方、6号には海外からの引揚者で本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していない方、7号にはハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に該当する方、8号には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に該当する方としております。

23ページ、下段の第3項につきましては、被災市街地復興特別法第21条に該当する方で、住宅に困窮している方、同条第1項第4号暴力団でない方、同条第1項第6号を対象とするものです。

次に、24ページ、上段。入居者資格の特例。

第7条第1項及び第2項については、引用例規の条項名の変更に伴う改定でございませう。次に、中段でございませう。入居者の申込み及び決定。

第8条第2項については、第6条第2項のただし書き、身体上または精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要し、かつ居住においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる者が申込みを行った場合の調査について、追加したものです。

また、同条第3項、第4項につきましては、第2項が追加されたため、第3項中の前条を第1項に改め、改正前の2号を3号に、3号を4号に順次繰り下げるものでございませう。

次に、25ページ、収入の申告等、第15条の第2項及び、続く第29条第1項におきましては、該当する引用例規の条項名の変更に伴う改正でございませう。

次に、住宅の明渡請求。第42条第1項に第8号入居者の不当要求と、第9号町からの改善要求不履行の条文を加えるものです。

続いて、26ページの北海道警察本部長の意見の聴取。

第75条第1項第1号については、該当する条項名の変更に伴う改正でございませう。

次に、附則の改正として、8項中の条項名を第1号から第1項第2号に改定するとともに、附則の9項として平成28年3月31日までの間における第6条第2項第1号の規定の適用については、同号中、60歳以上の者とあるのは昭和31年4月1日に生まれた者とする条項を加えて、平成18年3月までの入居者基準50歳の経過措置期限を明確にしたものです。

次に、本改正の施行日を、平成24年4月1日から施行するものとし、経過措置については、この条例の施行の際、現に町営住宅に入居しているものについては、改正後の条例の相当規定により入居を認められたものとみなすとしております。

以上で、議案第31号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第31号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第22 議案第32号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第22 議案第32号別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小西健夫君） 議案第32号別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案の40ページをお開きください。

本案につきましては、特別な住宅需要に対して、町営住宅あるいは特定公共賃貸住宅と同様に町長が適当であると認めた者を、公募を行わず入居させることができたものものです。

それでは、議案を朗読させていただきます。

別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例。

別海町地域振興住宅条例（平成4年別海町条例第26号）の一部を次のとおり改正する。

第4条に次の1号を加える。

3号、その他特別な事情がある場合において地域振興住宅に入居させることが適当であると町長が認めた者。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で、議案第32号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第33号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第23 議案第33号別海町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

中央公民館長。

○中央公民館長（佐藤清美君） 議案第33号の別海町公民館条例の一部を改正する条例

の制定についての内容を説明申し上げます。

議案41ページとなります。

本案につきましては、地域主権改革一括法により、社会教育法の一部改正が平成23年8月30日に公布されたことにより、別海町公民館条例の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議案資料により説明させていただきますので、議案資料の28ページをお開き願います。

公民館は、社会教育法に基づき設置されているところですが、今回の社会教育法の改正内容といたしまして、改正前は、公民館運営審議会委員の委嘱基準については社会教育法にて定められておりましたが、改正後は、委嘱基準を公民館条例にて定めることとなりました。

右側が現行条例で左側が改正案で、下線部分が今回改正しようとするところでございます。

左側の改正案の第5条第1項につきましては、現条例に記載はなく社会教育法第29条に定められているところの公民館に公民館運営審議会を置くことができるという部分を、このたび審議会の設置としてつけ加えました。

次の第2項は、今回の社会教育法の改正部分、公民館運営審議会委員委嘱基準を新たにつけ加えました。また、現条例の第1項、第2項の条文を集約いたしまして、第3項に繰り下げました。

それでは、条例案を朗読し、提案にかえたいと思います。

別海町公民館条例の一部改正する条例。

別海町公民館条例（昭和42年別海村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条、法第29条第1項の規定により、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2項、審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第3項、委員の定数は、15名とし、その任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第33号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第33号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第34号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第24 議案第34号別海町図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

図書館長。

○図書館長（中川 浩君） それでは、議案第34号について説明申し上げます。

議案書、42ページをお開きください。

別海町図書館設置条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本議案は、図書館協議会委員の任命に関するものでございます。

従来、委員の任命につきましては、別海町図書館協議会運営規則により定められておりましたが、昨年8月に公布されました第2次地域主権改革一括法による図書館法の改正によりまして、自治体の条例により定めることとなったものであります。

それでは、議案書での説明は省略いたしまして、新旧対照表で説明いたします。

議案資料の29ページをお開きください。

右が改正前、左が改正後でございます。

左改正後の第3項、下線部分が今回の改正で追加されたものでございまして、委員の任命の条項に関するものでございます。

3項、協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。この条項が追加されております。

また、右改正前、第3項及び第4項が左改正後の第4項及び第5項と繰り下げとなります。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第34号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第25 議案第35号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第25 議案第35号別海町少年会館設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（大島 登君） 議案第35号別海町少年会館設置条例を廃止する条例の制定について、内容を御説明いたします。

別海町少年会館は、昭和47年に建設された民間の建物を町が取得して、昭和53年から青少年の健全育成を図る施設として現在まで使用してきたものです。

建築以来39年が経過した中で、平成5年の釧路沖地震、平成6年の東方沖地震と二度の大地震の影響もあって外壁に多数のひび割れが発生しており、基礎コンクリートの剥離、外部鉄骨の腐食も進み老朽化が著しい状況にあります。

また、施設は昭和56年以前の旧耐震基準で設計された建物であることから、耐震的にも安全性が確保されていない状況にあると考えられ、耐震化に加えて老朽化も進行している本施設の大規模な改修工事を計画した場合、多額な予算が必要とされます。

このようなことから、施設を継続的に使用していくために改修するかどうか、検討を進めてまいりましたが、昨年4月に少年会館の横に中央児童館が新たに完成して指導員も配

置され、子供たちの平日、土曜日の安心・安全な遊び場が確保できるようになり、少年会館の重要な目的であります子供たちの自由な活動の場が中央児童館で担うことが可能となったことから閉鎖することとしたものです。

なお、各利用団体には昨年9月と10月の2回、説明会を実施して利用できる代替施設なども申し上げ、御理解をいただいたところです。

それでは、議案書の朗読をもって説明といたします。

別海町少年会館設置条例を廃止する条例。

別海町少年会館設置条例（昭和56年別海町条例第7号）は廃止する。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第35号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第26 議案第36号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第26 議案第36号町立別海病院建設基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（真籠 毅君） 議案第36号町立別海病院建設基金条例を廃止する条例の制定について、内容説明をいたします。

まず、経過でございますが、新病院の建設資金に充てる目的で、平成21年3月10日に基金条例が設置されました。

この基金には、現在まで4団体、7個人により11件の指定寄附がありまして、預金利息を含めまして566万1,000円ほどの積み立てがされております。

新病院建設が昨年10月末に完成したこと伴いまして、今年度末をもって基金の積立を解約し、建設事業への財源充当等を行い、本基金条例を廃止するものであります。

それでは、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

町立別海病院建設基金条例を廃止する条例。

町立別海病院建設基金条例（平成21年別海町条例第5号）は廃止する。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で、議案第36号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第36号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第27 議案第37号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第27 議案第37号北海道市町村総合事務組合規約

の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮部正好君） 議案第37号の議案説明をいたします。

議案の45ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、上砂川町が本年4月より砂川地区広域消防組合へ加入することとなったことから、共同で処理する消防関係事務を砂川地区広域消防組合において取り扱うため、北海道市町村総合事務組規約別表第2、3条関係の共同処理する団体の規約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定による協議を求められましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

北海道市町村総合事務組規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第2の1から7の項中「、上砂川町」を削る。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものでございます。

なお、議案資料の30ページには規約の変更部分につきまして、新旧対照表を載せてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第37号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第28 議案第38号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第28 議案第38号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（竹中 仁君） 議案第38号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を御説明いたします。

本案は、昨年12月定例会におきまして指定管理にかかわる条例改正について議決をいただきました地域会館並びに福祉館などについて、施設利用の適正かつ利便性を図るべく平成24年4月1日から指定管理者を指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

指定管理者の選定に関しましては、本年1月10日の指定管理者選択委員会を経て、1月30日に開催されました指定管理者選定委員会において審議をいただき、公募によらず従前どおり地域町内会、または運営委員会などに指定管理者となつていただくこと、また、指定の期間は3年間が適当であるという御意見をいただいたところでございます。

指定の内容ですが、指定の期間は平成24年4月1日から、平成27年3月31日ま

で、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、また、指定管理者につきましては47ページからの別紙に記載しておりますので、施設の所在地、また管理者の住所、代表者名は省略させていただき、公の施設の名称と指定管理者の名称を読み上げて、説明とさせていただきます。

47ページ、別紙で番号1番から順次読み上げさせていただきます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地の欄で、中春別福祉館、指定管理者は中春別町内会。中西別福祉館、中西別福祉館運営委員会。奥行会館、奥行町内会。美原会館、美原連合町内会。光進会館、光進町内会。本別会館、本別連合会。西春別地域センター、西春別地域センター運営委員会。西春別風連会館、西春別風連会館運営委員会。本別海地域センター、本別海町内会。豊原会館、豊原連合町内会。大成地域センター、大成地域会館管理委員会。西春別運動広場、西春別運動広場管理運営委員会。床丹会館、床丹町内会。福島会館、福島地区会。福富会館、福富地区会。北栄会館、北栄町内会。恩根内会館、恩根内地区会。

48ページで、高丘会館、高丘地区会。春日会館、春日地区会。上風連東会館、上風連東部町内会。昭和会館、昭和町内会。中西別第5会館、中西別第5酪農協議会。北矢白別会館、北矢白別地区連合会。開南会館、開南町内会。菊水会館、菊水町内会。富岡会館、富岡町内会。泉川会館、泉川町内会。平成会館、平成町内会の全28施設でございます。

以上で、議案第38号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第38号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第29 議案第40号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第29 議案第40号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小西健夫君） 議案第40号町道の路線認定及び廃止についての内容を説明いたします。

議案の52ページをお開きください。

本案は、事業の実施計画に伴う町道1路線、事業の実施に伴う町道2路線及び路線の整理統合による町道路線の計5路線を一たん廃止とし、改めて4路線として町道に認定し直すものです。

また、新規の認定路線につきましては、事業の完了に伴う7路線、事業の実施計画に伴う5路線の合計12路線を認定するものです。

認定する16路線につきましては、道路法第8条第2項の規定により、廃止する5路線につきましては同法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案の朗読につきましては省略し、議案資料により説明をさせていただきます。

議案資料の30ページの1をお開きください。

町道の路線認定及び路線廃止にかかわる概要でございます。

既に認定している町道路線数は685路線で、総延長1,197.260.01メートルです。今回の認定分は16路線で2,621.80メートルです。また、廃止する路線は5路線で、1,141.16メートルです。

これにより、認定町道は669路線、総延長は1,198,740.65メートルとなり、11路線、1,480.64メートルの増となっております。

なお、町道の路線認定及び路線廃止の位置については、議案資料31ページから47ページに添付しております。説明については省略させていただきます。

以上で、議案第40号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第40号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第30 同意第1号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第30 同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

本件につきましては、根室町村等公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

根室町村等公平委員会につきましては、根室振興局管内の4町で公平委員会を共同で設置をいたしておりまして、現在、本町の葛西祐さん、中標津町の池田一昭さん、標津町の渡辺好之さんの3名の方が委員になっておられます。委員の選任につきましては、関係4市町で協議をして選出することとなっております。このたび、中標津町の池田一昭さんが本年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き公平委員会委員として再任をいたしたく、関係4町の議会の同意を求めるものでございます。

なお、新たな任期は、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間でございます。

池田さんの主な経歴を若干申し上げたいと思いますが、現在は標津郡中標津町東13条北7丁目1番地6にお住まいで、昭和20年3月21日生まれの66歳でございます。

池田さんは昭和42年に北海道教育大学岩見沢分校を卒業され、同年、中標津町立武佐中学校の教諭に赴任の後、別海町の中西別中学校、野付中学校に勤務をし、平成4年に中標津町立俣落中学校の教頭となって、根室市の歯舞中学校勤務の後、平成8年には羅臼町立植別小中学校で校長となり、羅臼中学校、野付中学校に勤務をされまして、川北中学校での勤務を最後として、平成17年3月に教員生活を終えております。

その後、平成19年3月まで別海町図書館の嘱託副館長として勤務をされております。平成20年4月に根室町村等公平委員会の委員に選任され、現在に至っております。

池田さんは、人格、識見ともに優れた方でございますので、ぜひ同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 同意第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、12日月曜日は、午前10時から一般質問を行います。

町長、管理職の皆様、御苦労さまでした。

なお、議員各位におかれましては、若干連絡事項がございますので、そのままお待ちください。

散会 午後 1時57分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員